

## 育児・介護休業法、均等法が平成29年1月1日より改正されます！ 雇用保険の改正が平成29年1月1日より改正されます！

### ◆介護をしながら働く方や、有期労働者の方が介護休業、育児休業を取得しやすくなるよう改正が行われます。

今回の改正は「介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備」がメインで行われます。この改正は、介護休業をより利用しやすい制度に改正し、仕事と介護の両立を支援することを目的としています。平成21年改正が行われた際には、「育児をしながら働き続けるための制度」が中心となっていました。団塊の世代も70代に差し掛かり本格的に介護について考えなければならぬという時が来ております。

厚生労働省の調査によれば、要介護認定開始の平均年齢は75歳となり、2020年には団塊の世代も75歳になります。現役世代の家族の介護も大きな課題となっていることが分かります。このような背景を受けて、今回は介護休業に関する改正が中心となっています。

### ◆主な改正のポイント

項目	改正前	改正後
介護休業の分割取得が可能	介護休業について、介護を必要とする家族(対象家族)1人につき、通算93日まで原則1回に限り取得可能	対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得可能
子の看護休暇・介護休暇の取得単位が柔軟化	子の看護休暇・介護休業について、1日単位での取得	半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能(※1)
介護のための所定労働時間の短縮措置等	介護のための所定労働時間の短縮措置(※2)について介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能	介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能
介護のための所定外労働時間の制限(残業の免除)	なし	介護のための所定外労働時間の制限(介護免除)について、対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限を新設
いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設	事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いを禁止	左記に加え、上司・同僚からの妊娠等を理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ等)を防止する措置を講じることを事業主に義務付け

※1 所定労働時間が4時間以下の労働者については適用除外とし、1日単位

※2 所定労働時間の短縮措置とは・・・

事業主は、要介護状態にある対象家族の介護をする労働者に関して、対象家族1人につき、以下のうちいずれかの措置を選択して講じなければならない、とされています。

- 所定労働時間の短縮措置
- フレックスタイム制度
- 始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ
- 労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準ずる制度



### ◆雇用保険の適用対象の拡大等

これまで、65歳に達した日以後、新たに雇用される者については、原則として雇用保険の適用(被保険者)の対象外とされていました。これを平成29年1月1日以降、雇用保険の対象(被保険者)とすることとし、65歳以上の被保険者を「高齢被保険者(1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上の見込みあり)」とすることとされました。

※ 高齢継続被保険者は廃止となります。

上記でご紹介した内容以外にも、細かな部分に改正があります。

今回、法改正に伴い法改正の詳しい解説セミナーを行います。

★セミナーのご案内は別紙ご案内を参照下さい★



## ETC2.0 大口・多頻度割引の割引率が拡充されます！

### ◆ETC2.0搭載車両は割引率10%アップ

ETCコーポレートカードをご利用の組合員様で、ETC2.0車載器を搭載されている車両について、大口・多頻度割引の割引率が拡充されましたのでご案内します。従来のETCに比べて10%割引率がアップしています。また、割引率の変更に伴い、この時期は、ETC2.0車載器の取り付けが集中することが想定されます。

自動車1台ごとの1か月の高速道路等のご利用額	平成28年12月31日までの割引率(全てのETC)	平成29年1月1日以降の割引率	
		従来のETC	ETC2.0
5千円を超え、1万円までの部分	20%	10%	20%
1万円を超え、3万円までの部分	30%	20%	30%
3万円を超える部分	40%	30%	40%

注1) ETC2.0搭載車両を対象にした割引率の拡充について、平成30年3月末まで1年間延長予定

注2) ETC2.0車載器とは、従来のETCサービスに加え、渋滞回避支援や安全対策支援などのサービスを受けることが出来る車載器のことです。

※ 高速道路のご利用金額が多い組合員様にはメリットのあるカードです。

ETCコーポレートカードをまだ利用されていない組合員様は、お気軽にお問い合わせください。

## “ピンポイントセミナー”

2017年1月施行

## ■改正 育児介護休業法でどう変わる？

～仕事と育児・介護の両立が出来る職場のルールづくりと環境整備～

## ■高年齢者に関する雇用保険法改正

- 2017年1月に育児介護休業法が改正されます。「介護・育児」と仕事の両立というテーマは社会的にも関心が高まってきており、国も力を入れている分野です。従って「法改正が行われるけれど何を準備したらいいのか、何に気をつけて対応したらよいか」と不安に思われている経営者の方もいらっしゃるのではないのでしょうか？
- 今後少子高齢化に伴い中小企業ではますます人材の確保が難しくなってきます。育児中や介護中でも働き続けられる仕組みづくりが今後必要ではないのでしょうか。なお、仕事と家庭の両立が出来る職場環境に取り組む企業向けに助成金もあります。

今回の法改正に伴い、法改正の詳しい解説、実務上の留意点、助成金等をテーマにセミナーを行います。

参加費  
無料

## プログラム

- I. 改正育児介護休業法の概要
  - ・法改正の目的とは
- II. 育児介護の休業改正内容と実務上の留意点
  - ・改正ポイント
  - ・仕事と介護の両立実現の為の制度整備など
- III. 助成金を上手に活用しながら職場環境を整えましょう
  - ・今後育児・介護休業を取得する従業員が出た場合どのようにしたらよいか・・・
  - ・従業員個々の事情に合わせてプランを作成し、休業取得、休業復帰を円滑にできるよう準備をしましょう
- IV. 雇用保険法改正の概要
  - ・改正ポイント
  - ・実務上の注意点等

## 開催日時

平成29年1月25日（水）

13：15 受付開始  
13：30 開始  
15：30 終了

## 場所

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-135  
アライ吉敷1丁目ビル9F セミナールーム  
（最寄り駅：大宮駅・さいたま新都心駅）

## 講師

社会保険労務士法人CWM総研  
社会保険労務士 川本 真由美

## 申込・問い合わせ

FAX送信先：  
048-658-8883

リタネット事業協同組合 事務局  
TEL:048-658-8881

企業名	役職	氏名